

西東京市児童発達支援センター配食業務委託企画提案競技審査基準

1 評価項目

本配食業務は、児童福祉法等の法令に基づく児童発達支援センターの給食事業を効果的かつ効率的に実施していく上で必要不可欠なものであり、本審査基準は、当該業務の委託事業者を、企画提案競技によって選定するための評価基準となります。

(1) 事業者の業務実施体制についての評価項目（配点：合計 125点）

- ① 人員、設備、衛生管理等の実施体制及び業務実施に必要な法令上の許可等の取得状況
- ② 配食業務実績
- ③ 配食のコンセプト、事業者のビジョン、独自提案等について。

(2) 配食業務の内容についての評価項目（配点：合計 225 点）

- ① 主に3歳から5歳までの児童を対象としている配食内容であるか。
- ② 栄養バランスへの配慮
- ③ アレルギー食、きざみ食等特別食及びその他献立内容への要望に対する対応
- ④ 配食に使用する食材料等
- ⑤ 衛生管理体制
- ⑥ 配食の配達及び回収方法
- ⑦ 事故等の発生時における対応
- ⑧ 配食1食あたりの価格

(3) 企画提案書等に基づく配食見本についての評価項目（配点：合計 150 点）

- ① 調理の状況について（主食や副食の適度な硬さ、量、味付け等）。
- ② 仕様書、献立内容との整合性及び差異の程度について。
- ③ 総合的な評価（全体のバランス、見た目、彩り等）。

2 評価点数の集計方法

評価の点数は、前述1の「評価項目」（配点合計 500 点）の全てについて、審査による点数を事業者ごとに集計します。

3 評価方法

提出いただいた企画提案書、参考見積書等の書類及び配食見本について、本審査基準に基づき、西東京市児童発達支援センター配食業務委託事業者選定委員会が審査を行います。

4 選定事業者の決定

西東京市児童発達支援センター配食業務委託事業者選定委員会を開催し、選定委員会による審査の点数の合計点数が最も高い事業者を第一位事業者として決定します。同事業者は、仕様書の作成並びに契約金額について交渉を行い、契約を締結します。

また、第一位事業者と一定期間内に締結に至らない場合で、第二位事業者の点数が第一位事業者の点数の90%以上であるときは、第二位事業者と金額、仕様について交渉を行い、契約を締結します。

なお、審査の点数の合計が、配点合計点数の7割に満たない事業者については、選定事業者として決定しないものとします。

結果については、全ての事業者に電子メールにより通知します。